

第九管区海上保安本部 公示第6号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年1月24日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

- 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所
住 所 富山県富山市牛島新町11-3

名 称 第九管区海上保安本部
住 所 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1
- 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 伏木富山港新湊区（下図に示すとおり）
期 間 令和6年1月29日から令和6年2月29日までのうち1日間
- 水路測量の実施方法
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。
- 航行船舶に対する安全措置
作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

